

環境庁による「環境影響評価」の定義

開発行為が空気、水、土、生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策について代替案の比較検討を含め事前に予測と評価を行うこと。

UNEP 国連環境局による定義

人間の行動が環境を変える恐れのある時、どうしたら良いかを確認し、予測し、分析し、公表する行動

Environmental Impact Assessment と

Environmental Assessment の概念の違い

環境アセスメントの歴史

- 1961年 西宮市日石コンビナート計画
- 1964年 沼津・三島コンビナート計画中止
- 1967年 阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟
四日市ぜんそく公害訴訟（1972 全面勝訴）
- 1969年 大阪空港騒音訴訟
- 1970年1月 USAでNational Environment Policy Act (NEPA)
「国家環境政策法」施行
その中で環境保全にかかわる制度とそれに必要な手法を規定
政府の行う事業については環境アセスメントを行い、これを公表する。
- 1971年 環境庁発足
- 1972年 閣議了解事項「各種公共事業に係わる環境保全対策について」
により、大規模な公共事業に環境アセスメントを実施することが
決定される。
- 1977年 環境影響評価法国会提出 その後毎年審議を継続
- 1983年 産業界の強い反対により、環境影響評価法は国会で審議未了により
廃案となる。
- 1984年 「環境影響評価実施要綱」を閣議決定
(閣議決定は法律ではないため罰則がない)
政府所管の開発事業について、従来各省庁が独自に進めてきた環境
アセスメントを、行政指導を通じて統一的に実施する。
- 1984年11月 「基本事項」環境庁長官により制定される。
各省庁が環境アセスメントの技術指針を定める際の原則

- 1993年 「環境基本法」成立 地球環境問題への対応
環境アセスメントの一般的必要性を明記
- 1996年 環境影響評価総合研究会報告書
- 1997年6月 環境影響評価法 参院で成立
- 1997年12月 「基本的事項」の決定
- 1999年6月 環境影響評価法施行

自治体の環境アセスメント

- 1976年 川崎市
- 1979年 北海道
- 1981年 東京都 神奈川県 が条例として制定
現在、条例56団体・要綱3団体、合計59団体。

「基本事項」において、調査、予測、評価の対象とされていた環境要素

① 公害項目 大気汚染 水質汚染 土壌汚染 騒音 振動 地盤沈下 悪臭

② 自然環境の保全に関する項目

地形・地質 植物 動物 景観 野外レクリエーション地など

問題点 土壌は植物の生産基盤、水の透水・貯水・浄化媒体、アメニティ

その他の要素としてきわめて重要であるにも関わらず、自然環境の保全に

関する事項には加えられていない。

環境影響評価法の下で定められた基本的事項

I 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

◎ 大気環境

大気質、騒音、振動、悪臭、その他

◎ 水環境

水質、底質、地下水、その他

◎ 土壌環境・その他の環境

地形・地質、地盤、土壌、その他

II 生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全

◎ 植物

◎ 動物

◎ 生態系

III 人と自然との豊かな触れ合い

◎ 景観

◎ 触れ合い活動の場

IV 環境への負荷

◎ 廃棄物等

◎ 温室効果ガス

環境アセスメントの問題点

書き方の問題点

A. 本来あるべき書き方

予測 → 評価 → 影響 → 必要な対策

B. 事業者が望む書き方

対策を含んだものに対する予測 → 評価 → 影響無し（安全宣言）

B. の例：通産省の実施する発電所の環境アセスメント

「火力・原子力発電所の立地に関する環境影響調査要綱」

昭和54年6月26日資源エネルギー庁

発電所の計画・概要

環境の現況

環境保全のために講じようとする対策

環境影響の予測および評価

その他環境保全のために講じようとする措置

（工事中および運転開始後の環境監視）

総合評価

A. の例：建設省の環境アセスメント技術指針

「ダム事業環境影響評価技術指針」昭和60年9月26日

環境影響要因の把握（事業内容）

地域環境の基礎的項目に関する調査

現状調査

予測

評価

環境保全対策の検討

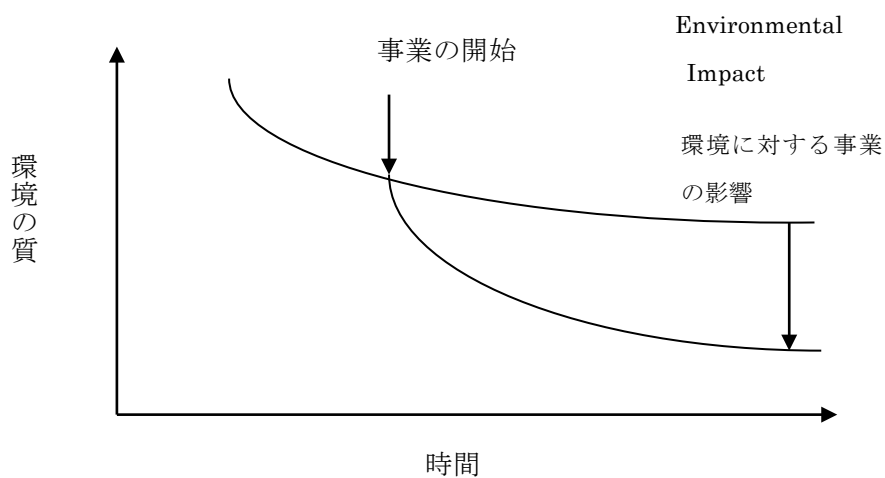
計画段階で考えた対策と環境アセスメントの結果必要となった対策とを
区別しなければフェアではない。

Polluters Pay Principle

よい評価書とは コミュニケーションのための環境アセスメント

島津康男 新版 環境アセスメント NHK ブックス 527 (1987)

1. 地域の概況および計画概要の記載は、併せて全体の 20%を超えないようにし、予測評価を主とすること。また、環境項目ごとに、現況・予測・評価・環境保全対策の順に記載し、全体の流れがつかめるようにすること。
2. 計画策定段階で考慮した保全対策と、アセスメントの結果必要となった保全対策との区別を明らかにすること。
3. 保全対策及び必要な事後監視については具体的に記載し、かつ事業者の責任を明らかにすること。
4. 一般住民が読むことを前提としたわかりやすい表現とし、読む側が納得できる表現とすること。
5. 準備書に基づいて検証が可能なよう明確な記載をすること。また、既存資料の利用にあたっては、データの有効性を検討し利用すること。
6. 結論を導く過程に飛躍がないようにすること。例えば、計画の前提となる計画諸元、予測手法に不確実性を伴う場合は、結論の信頼性に及ぼす感度分析を行うこと。
7. 評価はすべて安全側に行うことを基本とする。



資料 農林水産省所管 農用地の造成事業に係る環境影響評価指針
(昭和62年2月28日)

環境情報科学センター編「自然環境アセスメント指針」より

第1 趣旨 概略

農林水産省事務次官通達(「実施要綱」という)に基づき、農用地の造成事業について、事業者が行う公害の防止及び評価を適正に行うために定めるものである。

第2 環境影響評価要因の把握

次の行為について、人の健康、生活環境、自然環境に影響を及ぼすと予想される要因「環境影響要因」を把握する。

- (1) 農用地の造成
- (2) (1)の工事が完了した後の土地の存在
- (3) 農用地の使用

第3 地域の環境に係る基礎的調査

1. 調査目的 略

2. 調査項目 別表1

地域の自然的状況

1. 地形・地質
2. 植物、動物の概況
3. 河川、湖沼の概況
4. 気象の概況
5. 水象、水質の概況
6. 景観の概況
7. 野外レクリエーション地の概況

環境関係法律等に係る項目

1. 公害の発生状況
2. 環境関係法律等に係る項目(略)

地域の社会的状況に係る項目

1. 行政区画の状況
2. 集落の状況
3. 人口の状況
4. 土地利用の状況
5. 農林水産業の状況
6. その他の産業の状況
7. 河川利用の状況
8. 地域に係る土地利用関係法律に基づく地域・地区の指定状況及び土地利用計画

3. 調査地域(略)

4. 調査方法(略)

第4 現況調査

別表2 環境の要素等

第5 予測

別表3 予測項目等

第6 評価

自然環境の保全に係る評価項目に関する評価は、環境保全の目標（別表4）に照らす方法等によって行う。この場合、必要に応じて学識経験者等の意見を参考にすることができる。

別表4 自然環境の保全に係る環境保全の目標

	区 分	環境保全の目標
A	全国的価値に値するもの	環境の要素を努めて保全する
B	都道府県の価値に値するもの	環境の要素を相当程度保全する
C	市町村的価値に値するもの	環境の要素への影響を努めて最小化する
